○国土交通省環境省令第四号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十三条及び第三十四条の規定に基づき、自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令

自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令（平成十四年国土交通省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（対象自動車を使用する事業者による計画の提出） **第一条**　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十三条の規定による計画の提出は、第一号から第三号までに掲げる事項及び第四号から第六号までに掲げる事項のうち特定事業者（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十四条に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、三年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。 一～三　（略） （削る） 四　（略） （削る） 五・六　（略） 2　前項第四号から第六号までに掲げる事項に係る目標年次は、計画期間が満了する年次とする。 3　（略） （定期の報告） **第二条**　法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十四条の環境省令、国土交通省令で定める事項は、前年度における第一号に掲げる事項及び第二号から第四号までに掲げる事項のうち特定事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。 一　（略） （削る） 二　（略） （削る） 三・四　（略） 2　（略）	（対象自動車を使用する事業者による計画の提出） **第一条**　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十三条の規定による計画の提出は、第一号から第五号までに掲げる事項及び第六号から第九号までに掲げる事項のうち特定事業者（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十四条に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、三年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。 一～三　（略） 四　特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量 五　前号に掲げる排出量の目標 六　（略） 七　特定自動車に対する排出ガス低減装置の装着に関する計画 八・九　（略） 2　前項第五号から第九号までに掲げる事項に係る目標年次は、計画期間が満了する年次とする。 3　（略） （定期の報告） **第二条**　法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十四条の環境省令、国土交通省令で定める事項は、前年度における第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三号から第六号までに掲げる事項のうち特定事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。 一　（略） 二　特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量 三　（略） 四　特定自動車に対する排出ガス低減装置の装着の状況 五・六　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。